

遂に導入された中国移転価格文書化規定 — 特別納税調整実施弁法の公布 — 国税発「2009」2号

January, 2009

Edwin T Whatley

Tel: +81 3 5157 2801

Fax: +81 3 5157 2901

edwin.t.whatley@bakernet.com

大河原健

Tel: +81 3 5157 2965

Fax: +81 3 5157 4300

ken.okawara@bakernet.com

中村聡子

Tel: +81 3 5157 4304

Fax: +81 3 5157 4300

satoko.nakamura@bakernet.com

小埜由紀子

Tel: +81 3 5157 2789

Fax: +81 3 5157 4300

yukiko.komori@bakernet.com

近年、移転価格税制に係わる法令がより一層拡充される中で、移転価格課税リスクに対応するためには相応の「事前準備」を行うことが納税者にとって極めて重要なものとなっている。その中でも移転価格文書化規定は、これまで欧米先進諸国を中心に多くの国で既に導入されてきたが、近年ではアジア諸国でも導入が推進されており、納税者が必要な文書を適時に提出しない場合、又は作成保存しない場合は厳しい罰則が課されることとなる。

中国では長年に渡り、「移転価格文書化規定の導入」が検討されていたものの、各地方税務当局の実務的対応の問題等から規則の公布が遅れていたが、この度、2009年1月9日付にて国家税務総局（以下、「SAT」）によって公布された特別納税調整実施弁法（国税発「2009」2号：以下、弁法）の施行に伴い、ついに移転価格文書化規定が導入された。これにより、納税者は自ら自社の移転価格の妥当性を立証する文書化を行わなければならなくなった。このような移転価格税制に係わる法令の拡充によって、近年納税者の「事前準備」に対する負担が加重されていく傾向にあるが、将来の移転価格調査に向けての対応策として現状の移転価格ポジションの明確化及びプランニングを行い、それを客観的に文書化することは極めて有効なものとなる。また、移転価格ポジションの明確化及びプランニングはグループ間で整合性をとることが極めて重要となるため、局所的な対応に終始するのではなく、本社主導の下での移転価格リスク管理体制を確立することが強く推奨される。

弁法は、2008年事業年度に遡って適用されるため、移転価格の文書化に対して早急に具体的な対応策を検討することが納税者にとって重要な課題である。弁法は、昨今の金融危機による投資家の懸念が更に拡

大しないように配慮された内容となっているものの、雇用抑制及び税務コンサルティング関連費用の削減を余儀なくされている納税者にとって、移転価格文書化規定の導入は多大な負担になると予想される。そのため、納税者にとって当該法令順守のための費用を効率的に最小限に抑制することが期待されている。

以下は、納税者が同期文書を作成するにあたって必要となる最新の情報を「質疑応答形式」等で纏めたものである。その他参考資料として、SAT指定の関連者間取引に係わる開示書類（9種類）、機能リスク分析表、及び関連取引財務状況分析表を添付している。

序文

世界第三の経済大国である中国において、移転価格文書化規定が導入された。2009年1月9日付にて、国家税務総局（以下、「SAT」）は特別納税調整実施弁法（国税発「2009」2号：以下、弁法）を公布した。弁法は、第13章第118条から成る条文で構成されており、国際税務関連の詳細を規定する重要な内容となっている。その中でも、2008年度に遡って対応する必要がある移転価格文書化規定は、納税者に特に重大な影響を及ぼすものと考えられる。そのため、十分にその内容を吟味し、対応するための仕組み作りを積極的に行っていく必要がある。

弁法において作成又は提出が必要な資料は？

弁法では、以下2種類の資料の作成又は提出が求められている。

- (1)法人税申告書に添付して提出が必要となる関連者間取引に係わる開示書類（9種類の申告書）
- (2)同期文書の作成（提出までは求められていない）

図表1：弁法で求められる資料

求められる資料	内容	対象となる法人	期限
開示書類	関連者間取引に係わる9種類の開示書類	全ての法人	2009年5月31日
同期文書	移転価格ポリシーをサポートするための5つの項目	免除基準に該当しない全ての法人	2009年12月31日

同期文書は中国語で作成しなければならないのか？

その通りである。弁法第 19 条では、同期文書は中国語で作成されなければならないと規定されている。もし、原資料が外国語の場合は中国語訳を添付しなければならない。そのため、多国籍企業は翻訳にあたって多大な費用負担を強いられることとなる。実務的には、税務当局により提出が求められた場合は、20 日以内に同期文書を提出する必要があるため、原則として中国語で作成保存しておきながらグループ内での情報共有目的等、必要に応じてその他の言語でも対応できるように準備することが推奨される。

弁法は草案から何が変更されたのか？

2008年3月に公開された草案と基本的には同じ内容であるが、昨今の金融危機による投資家の懸念が弁法の施行によって更に拡大しないように配慮された内容に若干変更されている。主に草案から変更されたのは以下の点である。

1. 免除基準の拡大：草案では、年間関連者間取引金額が2,000万元（約300万USドル）未満であったが、新弁法では仕入売上の年間関連者間取引金額については2億元未満（来料加工の場合、年間輸出入通関金額をベースに計算）、且つその他の年間関連者間取引金額が4,000万元未満（金融取引は授受する金利額をベースに計算）とされている。
2. 期限の延長：2008年度分については2009年12月31日までに延長された。
3. 四分位法（四分位レンジ）の明記：草案では四分位法についてSATは否定的であり中位値を使用すべきとの見解であったが、新弁法では見解そのものは変更していないものの、「四分位法」の単語が使用されている。
4. 申告書様式の削減：草案では10種類の様式が求められていたが、新弁法では複雑な過少資本税制に係わる様式が削除された。
5. 関連者定義の見直し：草案では株式の持分比率20%以上であったが、新弁法では25%以上とされた。
6. 文書に記載すべき情報の簡素化：一例として、事業内容に関する情報は草案の9項目から新弁法では5項目へと削減された。
7. 非公開情報の利用：新弁法では税務当局は分析、評価において非公開情報資料を利用することができる旨明記された。納税者にとって不利となる草案からの大きな変更である。
8. 国内取引も包含：納税者にとって不利となるもう一つの変更として、国内取引も免除基準となる取引金額に算入して計算されることとなった。

文書化規定とは何か？

同期文書の作成義務を理解するためには、まず弁法及び関連法令等の内容を理解する必要がある。弁法は、2008年1月1日付で施行された

企業所得税法の詳細を規定するものである。弁法は、同期文書に関して既に公開された以下の規定を統括した内容となっている。

図表 2：同期文書に関する規定

法令又は通達	施行日	主な内容
特別納税調整実施弁法の導入	2009年1月9日	企業所得税法に基づく移転価格文書化規定の枠組みが明記された
企業所得税法	2007年3月16日	第43条に関連資料を提供しなければならない旨明記された
企業所得税法実施条例	2007年12月6日	第114条に企業所得税法第43条をより具体的にした関連資料が列挙された
租税徴収管理法	2001年4月28日	第60条～第62条では、関連資料を保管しない場合、2,000元～10,000元の罰金に処される旨明記された
租税徴収管理法	2001年4月28日	第70条では、情状が重大な場合は50,000元までの罰金に処される旨明記された
企業所得税法実施条例	2007年12月6日	第115条では、関連資料を提出しない場合、税務当局によって行われる課税所得額の推定方法について明記された
関連者間取引に係わる開示書類国税発「2008」114号	2008年12月5日	開示書類の様式が明確化された
移転価格調査分析の強化に関する通知国税発「2007」363号	2007年3月27日	機能リスク分析表の様式が明確化された
関連者間取引税務管理規定国税発「1998」59号 国税発「2004」143号	1998年 2004年	撤回された
事前確認に係わる実施規則国税発「2004」118号	2004年9月3日	撤回された

文書作成義務を遵守しない場合、罰則規定はあるか？

文書を準備していない場合、納税者は以下4つの罰則を受けることとなる。

1. 罰金：文書を準備していない場合、納税者は2,000元～10,000元の罰金に処される。もし、納税者が提供を拒否すれば50,000元までの罰金に処される。
2. 罰則金利：文書を準備していない場合、追徴税額にかかる金利は中国人民銀行の人民元貸出基準利率に5%を加算して計算される。
3. 課税所得額の推定：関連資料を提出しない場合、企業所得税法实施条例第115条に基づいて、税務当局によって課税所得の推定が行われる。
4. 調査：弁法第29条では、文書を準備していない企業は、重点対象企業として調査される旨記載されている。

推定課税はどのように計算されるのか？

企業所得税法实施条例第115条では、納税者が関連資料を提出しない場合、税務当局は以下の方法によって課税所得額を推定できる旨記載されている。

- (1) 同種又は類似の企業の利益率水準を参照して推定する
- (2) 原価基準法
- (3) 利益分割法
- (4) その他合理的方法により推定する

それぞれの資料の提出期限はいつか？

提出期限はそれぞれ以下の通りである。

1. 開示書類：提出期限は5月31日である。
2. 同期文書：通常、作成期限は5月31日である。税務当局により提出が求められた場合は、20日以内に文書を提出する必要がある。
3. 2008年度の同期文書：弁法第116条により、2008年度に限って同期文書の作成期限は2009年12月31日へ延長された。

どのような納税者が文書作成義務を免除されるか？

第15条で規定されている通り、以下のいずれかに該当する企業は文書作成義務が免除される。

1. 仕入売上の年間関連者間取引金額が2億元未満、且つその他の年間関連者間取引金額が4,000万元未満（金融取引は授受する金利額をベースに計算）の企業は免除される。来料加工の場合、加工賃ベースではなく年間輸出入通関金額をベースに計算されることに注意する必要がある。免除基準に該当するか

否かの判断として一例を挙げると、有形資産に係わる年間関連者間取引金額が1億9900万元であり、且つロイヤルティ取引が3,900万元であれば免除されるが、ロイヤルティ取引のみが4,000万元であれば文書を作成しなければならない。

2. 有効なAPAによってカバーされている企業。
3. 外資持分が50%未満、且つ関連者間取引が国内関連者のみに限定されている企業。

関連者の定義は何か？

直接又は間接的な株式の持分比率が25%以上である場合、関連者となる。株式の持分比率が25%未満の場合であっても、事業又は経営上、他方の企業によって支配されている場合は関連者とみなされる。以下、関連者の定義として8項目を列挙する。

1. ある企業が他方の企業の25%以上の株式を直接又は間接的に保有する場合、又はある企業と他方の企業の株式の25%以上を、第三者に直接又は間接的に保有されている場合。尚、ある企業が他方の企業の株式を中間会社を通じて所有しており、ある企業が当該中間会社の株式の25%以上を所有している場合、間接所有の割合は中間会社の他方の企業の持株割合によって計算される。
2. ある企業の払込資本金の50%以上にあたる額を独立した金融機関以外の他方の企業が融資している場合、又は全体の10%以上の債務を他方の企業が保証している場合。
3. ある企業の50%以上の管理職（取締役や管理者等）が他方の企業によって選任される場合、又は両社の上記管理職が第三者によって選任される場合。
4. ある企業の50%以上の管理職（取締役や管理者等）が他方の企業の管理職（取締役や管理者等）を兼任している場合、又はある企業の上席取締役が他方の上席取締役を兼任している場合。
5. ある企業が事業を行うにあたり、特許、ノウハウ、又はその他ライセンスを受けている無形資産等において他方の企業に強く依存している場合。
6. 仕入売上取引が一方の企業によって支配されている場合。
7. 役務受領又は提供が他方の企業によって支配されている場合。
8. 上記以外に、ある企業の事業活動や取引に他方の企業が重要な影響を与える場合、又は1.には該当しないものの、家族や親戚等のようにある関連者が他方の関連者の経済的利益を与えることができる関係にある場合。

移転価格関連開示書類とは何か？

弁法第11条では、全ての企業が毎年提出する税務申告書に9種類の関

連者間取引に係わる開示書類を添付して提出することが求められている。開示書類の様式については、2008年12月5日に公布された国税発「2008」114号において明確化されている。詳細は以下の通りである。

1. 関連者との関係－関連者リスト
2. 関連者間取引の概要
3. 関連者間取引－仕入売上取引
4. 関連者間取引－役務取引
5. 関連者間取引－無形資産の移転
6. 関連者間取引－固定資産の移転
7. 関連者間取引－金融取引
8. 国外企業への投資
9. 関連者間取引－国外への送金

様式8は中国に所在し国外投資を行う企業に適用される。上記申告書に該当する全ての取引を行っていない外資系企業については、上記9種類の様式を全て作成する必要がないことに注意する必要がある。それぞれの様式と作成手順については添付資料Aを参照されたい。

同期文書への記載が必要となる情報とは？

弁法第 14 条では、以下大きく 5 つの事項についての記載が求められている。

1. 組織構成（4項目）
2. 生産経営状況（5項目）
3. 関連者間取引の状況（7項目）
4. 比較可能性分析（5項目）
5. 移転価格算定方法の選定及び適用（5項目）

1. 組織構成

- (1) 組織構成及び持分構成
- (2) 関連関係の暦年の変化状況
- (3) 取引を行う関連者に係わる情報
- (4) 当該関連者の実効税率、及び当該関連者が恩恵を受けている税制上の優遇措置。

2. 生産経営状況

- (1) 業務概況、変遷、経済的又は法律的な問題、及びバリューチェーン
- (2) 主要業務構成
- (3) 業界における位置づけ及び市場の競合環境の分析
- (4) 機能リスク分析表
- (5) 連結財務諸表

3. 関連者間取引の状況

- (1) 関連者間取引の種類、当該関連者、時期、金額、通貨、及び取引条件等
- (2) 関連者間取引で採用される貿易方式、及び当該年度における条件変更
- (3) 関連者間取引の流れ（業務、物流、及び商流）
- (4) 関連者間取引における無形資産及び価格に与える影響
- (5) 関連者間取引に係わる契約書の写し
- (6) 関連者間取引に影響を与える経済的及び法的要因の分析
- (7) 関連者間取引及び非関連者間取引についての分析（関連取引財務状況分析表）

4. 比較可能性分析

- (1) 比較可能性分析において考慮すべき諸要素
- (2) 比較対象企業に関する情報
- (3) 比較対象取引に関する記載
- (4) 比較対象データの選定条件及び理由

(5) 比較対象データの差異調整及び調整理由

5. 移転価格算定方法の選定及び適用

(1) 移転価格算定方法の選定及び理由

(2) 当該移転価格算定方法の適用に関する説明を比較対象データに基づいて記載

(3) 独立企業間価格を算定する際の前提条件と結論

(4) 比較対象データを使用して独立企業間価格を算定することに関する説明

(5) 当該移転価格算定方法に関するその他根拠資料

どの移転価格算定方法を適用すべきか？

適用可能な移転価格算定方法は、独立価格比準法（第23条）、再販売価格基準法（第24条）、原価基準法（第25条）、取引単位営業利益法（第26条）、又は利益分割法（第27条）である。実務上は、中国でも他国と同様、90%以上のケースにおいて取引単位営業利益法が適用されている。SATは、最適な方法を選択するというアプローチ（ベストメソッドアプローチ）を採用しているため、納税者は選定した算定方法の妥当性を自ら説明しなければならないことに注意する。

同期文書で四分位法は使用可能か？

弁法第41条では、調査において納税者の利益率の実績が中位値を下回っている場合は中位値になるまで更正される旨記載されているが、少なくとも四分法の概念は今回の弁法において導入されている。

資本調整を行うことは可能か？

弁法第38条では、調査において資本調整を行うことは否定的であり、調整が必要な場合はSATの承認が必要である旨記載されている。しかしながら、同期文書について規定する第3章ではこの点に関して一切触れられていない。実際にSATは、取引単位営業利益法を選定する場合、調整を行うことが合理的であることを認識している。従って、調査時には多少厳しい交渉となる可能性はあるものの、必要に応じて資本調整を積極的に提案することが推奨される。このように、必要な調整については積極的な姿勢で取り組んでいくことが大変重要である。

営業損失が発生する場合の取扱いは？

受託製造においては移転価格税制上、営業損失の計上は認められない。弁法では、受託製造は戦略の失敗、稼働不足、製品の滞留等の原因によるリスク及び損失を負担すべきではなく、一定且つ最低限の利益水準を保つ必要があるとされている。受託研究開発、受託サービス、及びその他受託事業についても同様と考えられる。

機能リスク分析表の作成方法は？

弁法では機能リスク分析表の作成方法について記載されていないので、機能リスク分析表について記載されている国税発「2007」363号に基づいて作成する必要がある。機能リスク分析表の様式については添付資料 B を参照されたい。

関連取引財務状況分析表の作成方法は？

弁法では関連取引財務状況分析表の作成について記載されている。作成段階において、関連者間取引に係わる利益率が独立企業間取引に係わる利益率を下回らないように、営業費用及び営業外費用の分類について適正に処理することが必要である。関連取引財務状況分析表の様式については添付資料 B を参照されたい。

シークレットコンパラブルが適用される可能性は？

弁法第 37 条では、税務当局は公開情報及び非公開情報を使用して、独立企業間取引原則に合致しているか評価、分析を行うことができる旨記載されている。従って、税務当局はシークレットコンパラブルを使用することができる。実務上は、調査においてシークレットコンパラブルが適用されるケースは少ないが、納税者にとって、中国企業を中心とした合理的な比較対象企業を予め選定して準備しておくことが一番の予防策である。

比較対象企業として海外企業を使用できるか？

弁法ではこの点に関して明記されていないが、税務当局はビューロバンダイク社が提供するデータベース（OSIRIS）を使用している。OSIRIS は世界の上場企業に関する情報を包含している。そのため、現状において SAT は中国上場企業にはあまり存在しない業種（例えば受託研究開発等）については海外の比較対象企業を選定することもある。しかしながら、全体の比較対象企業数に対する中国の比較対象企業数の割合が低い場合には、地方税務当局の理解を得るのは困難であることに注意が必要である。

金融危機の影響をどのように文書に反映させるべきか？

比較対象企業の直近 3 年度実績を単純に分析するのではなく、以下の諸要素を考慮する必要がある。以下にその可能性を示す。

1. 出来る限り比較対象企業の（業績見込み等も含めた）最新情報を使用して分析を行う
2. 関連企業グループ内において、特に中国関連者の利益が他の関連者に比して低くなっていないか分析する
3. 倒産件数増加や売上規模減少等、納税者が属する産業における金融危機の影響等による負の事象を特定する

納税者独自の様式（グローバル文書化用に採用される共通様式等）を使用できるか？

文書にはSATが指定する様式も含まれているため、税務当局から受け入れられやすい当該様式を使用することが望ましい。グローバル文書化用に採用される納税者独自の共通様式等を使用することは、税務当局からの抵抗、混乱、又は無用な質問を招く可能性があるため避けた方が良く考えられる。

同期文書は具体的に誰に閲覧されるか？

北京に所在するSATが税務当局の最高機関である。しかしながら、SATに在籍している5名の移転価格専門官は移転価格の行政政策立案や相互協議等のAPA関連の業務を中心に行っている。各省レベルには、31の税務当局があり、その下には1,000以上の地方税務当局がある。すなわち、作成した文書は移転価格業務経験の少ない地方税務当局の担当官によって閲覧される可能性が高いため、ポイントとなる部分のみに焦点を絞って精査されると予想される。

結論

弁法は、同期文書、費用分担契約、及びAPAと幅広い範囲を包含している。費用分担契約やAPAに関する規定は限られた一部の企業にしか影響を及ぼさないが、同期文書の作成や関連者間取引に関する開示書類に関する規定は、多くの企業（又は開示書類については全ての企業）に対して大きな影響を及ぼす。本クライアントアラートは、弁法及び関連法令に関して、2008年事業年度の文書作成に不可欠な情報を記載したものである。多国籍企業の法務・税務責任者の方々が本クライアントアラートの情報を元に、弁法遵守に向けかつ経営戦略の一環として、ニーズに応じた対応策、またそれにかかる費用を同時に検討されることを推奨する。

添付資料 A

関連者間取引に係わる開示書類

中国関連者間取引に係わる企業の年度申告書

対象事業年度: _____

納税者名 (押印):

納税者登録番号:

法定代表者:

電話番号:

申告期限:

税務当局の担当者名 (押印):

税務署員:

電話番号:

受領日:

様式1に関する手順書－関連者との関係

1. 「納税者登録番号」：当該国（地域）における関連者の納税者登録番号を記載
2. 「国（地域）」：国内関連者又は国外関連者の所在国又は地域を記載
3. 「住所」：国内関連者又は国外関連者の登録住所、主要な事業を行っている住所、又は関連者個人の住所を記載
4. 「関連者との関係」：以下の基準に従って関連者との関係をA、B、C等のアルファベットで記載。複数に該当する場合は複数選択可。
 - A. ある企業が他方の企業の25%以上の株式を直接又は間接的に保有する場合、又はある企業と他方の企業の株式の25%以上を、第三者に直接又は間接的に保有されている場合。尚、ある企業が他方の企業の株式を中間会社を通じて所有しており、ある企業が当該中間会社の株式の25%以上を所有している場合、間接所有の割合は中間会社の他方の企業の持株割合によって計算される。
 - B. ある企業の払込資本金の50%以上にあたる額を独立した金融機関以外の他方の企業が融資している場合、又は全体の10%以上の債務を他方の企業が保証している場合。
 - C. ある企業の50%以上の管理職（取締役や管理者等）が他方の企業によって選任される場合、又は両社の上記管理職が第三者によって選任される場合。
 - D. ある企業の50%以上の管理職（取締役や管理者等）が他方の企業の管理職（取締役や管理者等）を兼任している場合、又はある企業の上席取締役が他方の上席取締役を兼任している場合。
 - E. ある企業が事業を行うにあたり、特許、ノウハウ、又はその他ライセンスを受けている無形資産等において他方の企業に強く依存している場合。
 - F. 再販売取引が一方の企業によって支配されている場合。
 - G. 役務受領又は提供が他方の企業によって支配されている場合。
 - H. 上記以外に、ある企業の事業活動や取引に他方の企業が重要な影響を与える場合、又はAには該当しないものの、家族や親戚等のようにある関連者が他方の関連者の経済的利益を与えることができる関係にある場合。

様式2に関する手順書—関連者取引の要約

1. 様式2は様式3から7の要約である。「その他」以外の全ての取引金額は、様式3から7の該当箇所の合計と対応しており、その関係は以下の通りである。

(1)1の「材料又は製品の仕入」=様式3「再販売取引」の1に該当

4の「材料又は製品の仕入」=様式3「再販売取引」の4に該当

7の「材料又は製品の仕入」=様式3「再販売取引」の7に該当

(2)1の「材料又は製品の販売」=様式3「再販売取引」の8に該当

4の「材料又は製品の販売」=様式3「再販売取引」の11に該当

7の「材料又は製品の販売」=様式3「再販売取引」の14に該当

(3)1の「役務提供に係わる収益」=様式4「役務取引」の1に該当

4の「役務提供に係わる収益」=様式4「役務取引」の4に該当

7の「役務提供に係わる収益」=様式4「役務取引」の7に該当

(4)1の「役務受領に係わる費用」=様式4「役務取引」の8に該当

4の「役務受領に係わる費用」=様式4「役務取引」の11に該当

7の「役務受領に係わる費用」=様式4「役務取引」の14に該当

(5)1の「無形資産の仕入」=様式5「無形資産の移転」の1に該当

4の「無形資産の仕入」=様式5「無形資産の移転」の2に該当

7の「無形資産の仕入」=様式5「無形資産の移転」の4に該当

(6)1の「無形資産の販売」=様式5「無形資産の移転」の6に該当

4の「無形資産の販売」=様式5「無形資産の移転」の7に該当

7の「無形資産の販売」=様式5「無形資産の移転」の9に該当

(7)1の「固定資産の仕入」=様式6「固定資産の移転」の1に該当

4の「固定資産の仕入」=様式6「固定資産の移転」の2に該当

7の「固定資産の仕入」=様式6「固定資産の移転」の4に該当

(8)1の「固定資産の販売」=様式6「固定資産の移転」の6に該当

4の「固定資産の販売」=様式6「固定資産の移転」の7に該当

7の「固定資産の販売」=様式6「固定資産の移転」の9に該当

(9)4の「金融取引に係わる受取利息」=様式7「金融取引」の8に該当

7の「金融取引に係わる受取利息」=様式7「金融取引」の8に該当

4の「金融取引に係わる支払利息」=様式7「金融取引」の7に該当

7の「金融取引に係わる支払利息」=様式7「金融取引」の7に該当

(10)「その他」は事業上行われた上記以外の取引

2. 同期文書の準備は行われているか？ はい いいえ 同期文書の作成対象法人である場合、該当する箇所にチェックを入れる。

3. 同期文書の作成は免除されているか？ 同期文書の作成対象法人でない場合、チェックを入れる。

4. 当年度に費用分担契約は締結されたか？ はい いいえ 当年度に費用分担契約を締結した法人は「はい」にチェックを入れる。それ以外の法人は「いいえ」にチェックを入れる。

様式 2
関連者間取引の概要

1. 同期文書の準備は行われているか？ はい いいえ
2. 同期文書の作成は免除されているか？
3. 当年度に費用分担契約は締結されたか？ はい いいえ

通貨：人民元(0.01単位まで)

関連者間取引の種類	全体の取引金額	関連者間取引		国外関連者間取引			国内関連者間取引		
		金額	%	金額	%	%	金額	%	%
	1	2=4+7	3=2/1	4	5=4/1	6=4/2	7	8=7/1	9=7/2
材料（又は製品）の仕入									
材料（又は製品）の販売									
役務提供に係わる収益									
役務受領に係わる費用									
無形資産の仕入									
無形資産の販売									
固定資産の仕入									
固定資産の販売									
金融取引に係わる受取利息	-		-		-			-	
金融取引に係わる支払利息	-		-		-			-	
その他									
合計			-		-			-	

様式3に関する手順書－仕入売上取引

1. 「全体仕入」：当年度に仕入れた固定資産、建設材料、又は低価値な消費財以外の有形資産（原材料、半製品、又は製品等）の金額を記載。
2. 「全体販売」：当年度に販売した製品の金額を記載。
3. 「加工取引」：当年度に発生した加工取引に係わる金額を記載。
4. 「国（地域）」：国外関連者及び国外非関連者の所在国又は地域を記載。
5. 「価格設定方法」：以下を参考に記載：(1)独立価格比準法；(2)再販売価格基準法；(3)原価基準法；(4)取引単位営業利益法；(5)利益分割法；(6)その他；(6)を選択した場合は、注記にその方法を明記する。

様式3
仕入売上取引

通貨：人民元(0.01単位まで)

1.全体の再販売取引							
材料（又は製品）の仕入			金額	製品（又は材料）の販売		金額	
全体仕入：1=2+5				全体販売：8=9+12			
内訳	輸入：2=3+4			内訳	輸出：9=10+11		
	内訳	非関連者：3			内訳	非関連者：10	
		関連者：4				関連者：11	
	国内仕入：5=6+7				国内販売：12=13+14		
	内訳	非関連者：6			内訳	非関連者：13	
関連者：7			関連者：14				
2.輸出取引の明細							
加工取引	関連者からの収益		非関連者からの収益	その他の輸出取引	関連者への販売		非関連者への販売
3.全体の輸出取引の10%以上を占める海外の販売先							
国外関連者の名称		国（地域）	金額	価格設定方法	注記		
国外非関連者の名称		国（地域）	金額	価格設定方法	注記		
				—			
				—			
				—			
				—			
4.全体の輸入取引の10%以上を占める海外の仕入先							
国外関連者の名称		国（地域）	金額	価格設定方法	注記		
国外非関連者の名称		国（地域）	金額	価格設定方法	注記		
				—			
				—			
				—			
				—			

様式4に関する手順書－役務取引

1. 「海外への役務提供に係わる収益」：海外への役務提供によって獲得した収益を記載。
2. 「海外からの役務受領に係わる費用」：海外からの役務の受領によって発生した費用を記載。
3. 「国（地域）」：国外関連者及び国外非関連者の所在国又は地域を記載。
4. 「価格設定方法」：以下を参考に記載：(1)独立価格比準法；(2)再販売価格基準法；(3)原価基準法；(4)取引単位営業利益法；(5)利益分割法；(6)その他；(6)を選択した場合は、注記にその方法を明記する。

様式 4
 役務取引

通貨：人民元(0.01単位まで)

1.全体の役務取引						
役務提供		金額	役務受領		金額	
役務提供に係わる収益：1=2+5			役務受領に係わる費用：8=9+12			
内訳	海外への役務提供に係わる収益：2=3+4		内訳	海外からの役務の受領に係わる費用： 9=10+11		
	内訳	非関連者：3		内訳	非関連者：10	
		関連者：4			関連者：11	
	国内での役務提供に係わる収益：5=6+7			国内での役務の受領に係わる費用： 12=13+14		
内訳	非関連者：6		内訳	非関連者：13		
	関連者：7			関連者：14		
2.全体の役務提供取引の10%以上を占める海外の取引先						
国外関連者の名称		国（地域）	金額	価格設定方法	注記	
国外非関連者の名称		国（地域）	金額	価格設定方法	注記	
				—		
				—		
				—		
				—		
3.全体の役務受領取引の10%以上を占める海外の取引先						
国外関連者の名称		国（地域）	金額	価格設定方法	注記	
国外非関連者の名称		国（地域）	金額	価格設定方法	注記	
				—		
				—		
				—		
				—		

様式 5
無形資産の移転

通貨：人民元(0.01単位まで)

項目	購入					販売				
	全体の取引金額	海外からの無形資産の購入		国内での無形資産の購入		全体の取引金額	海外への無形資産の販売		国内での無形資産の販売	
		関連者への支払金額	非関連者への支払金額	関連者への支払金額	非関連者への支払金額		関連者への販売金額	非関連者への販売金額	関連者への販売金額	非関連者への販売金額
	1=2+3+4+5	2	3	4	5	6=7+8+9+10	7	8	9	10
使用権	土地利用権									
	特許権									
	特許で保護されていない技術									
	商標権									
	著作権									
	その他									
	合計									
所有権	特許権									
	特許で保護されていない技術									
	商標権									
	著作権									
	その他									
	合計									
全体合計										

様式 6
固定資産の移転

通貨：人民元(0.01単位まで)

項目		購入				販売					
		全体の取引金額	海外からの固定資産の購入		国内での固定資産の購入		全体の取引金額	海外への固定資産の販売		国内での固定資産の販売	
			関連者への支払金額	非関連者への支払金額	関連者への支払金額	非関連者への支払金額		関連者への販売金額	非関連者への販売金額	関連者への販売金額	非関連者への販売金額
		1=2+3+4+5	2	3	4	5	6=7+8+9+10	7	8	9	10
使用権	工場、及び建物										
	飛行機、機関車、船舶、機械、又はその他製造設備										
	製造目的で使用する器具、工具、又は家具										
	飛行機、機関車、船舶以外の輸送設備										
	電子設備										
	その他										
	合計										
所有権	工場、及び建物										
	飛行機、機関車、船舶、機械、又はその他製造設備										
	製造目的で使用する器具、工具、又は家具										
	飛行機、機関車、船舶以外の輸送設備										
	電子設備										
	その他										
	合計										
全体合計											

様式7に関する手順書－金融取引

1. 関連者による負債／資本比率 = 関連者への負債の毎月平均の合計／関連者からの出資の毎月平均の合計；関連者への負債の毎月平均 = (期首の関連者への負債 + 期末の関連者への負債) / 2；関連者からの出資の毎月平均 = (期首の出資額 + 期末の出資額) / 2
2. 「定期融資」：取引単位に記載し、借入と融資は個別に記載。
3. 「国（地域）」：国外関連者の所在国又は地域を記載。
4. 「金利」：年金利を記載。
5. 「支払利息」及び「受取利息」：それぞれ発生ベースで記載し、支払利息には資産計上した金利も含める。
6. 外貨取引の場合、課税年度の最終日の中値レートで人民元に換算。

様式7
金融取引

関連者による負債／資本比率

通貨：人民幣(0.01単位まで)

	国外関連者の名称	国(地域)	通貨	金額		金利	金融取引の開始日、及び 終了日	支払利息	受取利息	保証人	担保費用	担保费率
				借入	融資							
定期融資								7	8			
その他	-	-	-		-	-	-		-	-		-
	-	-	-	-		-	-	-		-		-
合計		-	-			-	-			-		-
	国内関連者の名称	国(地域)	通貨	金額		金利	金融取引の開始日、及び 終了日	支払利息	受取利息	保証人	担保費用	担保费率
				借入	融資							
定期融資								7	8			
その他	-	-	-		-	-	-		-	-		-
	-	-	-	-		-	-	-		-		-
合計		-	-			-	-			-		-
総合計		-	-			-	-			-		-

様式8に関する手順書－国外投資

- 1.この様式は、中国に所在し国外投資を行う企業に適用される。
- 2.「被投資企業概要」：被投資企業概要の基本情報を記載。複数の被投資企業がある場合は、個別に記載。外貨取引の場合、12月31日の中値レートで人民元に換算。
- 3.「被投資企業の株式情報（全体）」及び「企業の株式保有状況」：被投資企業の株式情報（全体）及び納税者が被投資企業に対して保有する株式（議決権のある普通株式、議決権のない普通株式、優先株式、又はその他株式）を記載。これらの情報は保有期間に応じて個別に記載。
- 4.「国外企業」は、香港、マカオ、及び台湾に所在する企業を含める。

様式 8
 国外企業への投資状況

通貨：人民元(0.01単位まで)

1. 企業概要					
会社名		納税者登録番号			
登録住所		法定代表者			
2. 被投資企業概要					
会社名		納税者登録番号			
登録住所		法定代表者			
主要な事業を行っている住所		設立年月日			
法定代表人の住所		通貨			
主要な事業内容		対人民元換算率			
		事業年度開始日及び終了日			
被投資企業の株式状況（全体）		企業の株式保有状況			
全体株式数	期首及び期末日	株式の種類	期首及び期末日	株式数	持分比率 %
1	2	3	4	5	6=5/1
3. 被投資企業はSATが指定する低税率国（又は地域）ではない場所に所在するか？ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>					
4. 被投資企業の年間利益は500万人民元未満であるか？ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>					
5. 被投資企業が負担する年間税額					
課税所得	納税額	税引後利益	実効税率 %	被投資企業の法定税率	
7	8	9=7-8	10=8/7	11	
6. 被投資企業の株主情報					
株主名	国（地域）	納税者登録番号	株式の種類	開始/終了日	持分比率 %

様式 8
 国外企業への投資状況（続き）

通貨：人民元(0.01単位まで)

7. 被投資企業の損益計算書		8. 被投資企業の貸借対照表	
項目	金額	項目	金額
売上高		現金	
費用		売掛金	
売上総利益		棚卸資産	
配当収入		その他流動資産	
金利収入		株主又はその他関連者への貸付	
レンタル又はロイヤルティ収入		子会社への投資	
資産売却益（損）		その他投資	
その他収入		建物又はその他償却性資産	
控除費用		土地	
レンタル又はロイヤルティ費用		無形資産	
金利費用		その他資産	
減価償却費		資産合計	
税金		買掛金	
その他控除項目		その他流動負債	
年間利益合計		株主又はその他関連者からの借入	
		その他負債	
		株主資本	
		留保利益	
		負債合計	
9. 被投資企業から受領した配当金			
当年度受取配当金		当年度分配した配当金	比率 %
12		13	14=13/12

様式9に関する手順書－国外への送金

1. 「国外への送金金額」及び「国外関連者への送金」：当年度に実際送金した金額、及びまだ支払われていないが既に発生している金額を記載。
2. 「条約等の優先適用の有無」：「はい」、又は「いいえ」のいずれかを記載。
3. 「源泉所得税額」：非居住者への送金に係わる源泉所得税を記載。
4. 「配当」：投資家へ支払われる投資に対するリターン。
5. 「金利」：債権者へ支払われる借入に対するコスト。
6. 「レンタル」：固定資産等の有形資産の使用に対する支払い等。
7. 「ロイヤルティ」：特許、ノウハウ、商標、又は著作権等の使用に対する支払い。
8. 「資産の移転に係わる費用」：資産の所有権の移転に対する支払い。
9. 「手数料」：手数料、関連費用、又はリベート等、第三者の仲介業者に支払われる費用。

様式 9
国外への送金

通貨：人民元(0.01単位まで)

項目	国外への送金金額	内訳：国外関連者への送金	源泉所得税額	条約等の優先適用の有無
1. 配当				
2. 金利				
3. レンタル				
4. ロイヤルティ				
内訳：商標				
：技術				
5. 資産の移転に係わる費用				
6. 手数料				
7. 設計費用				
8. コンサルティング費用				
9. 訓練費用				
10. マネジメントサービス費用				
11. 契約に係わる費用				
12. 建設又は設置費用				
13. パフォーマンス費用				
14. 認証及びテスト費用				
15. マーケティング及び販売促進費				
16. アフターサービス費用				
17. その他				
内訳：				
合計				

添付資料 B

移転価格 別表

機能・リスク分析表

Aの会社名:

B1の会社名:

B2の会社名:

分類	項目	会社 A	会社 B1	会社 B2
1. 研究開発	1) コア技術の研究開発			
	1. 関連者で受託研究開発活動は行っているか?			
	2. 非関連者に対して受託研究開発を委託しているか?			
	3. 研究開発が成功することによって形成される無形資産はどこに帰属するか?			
	4. 形成される無形資産の経済的所有権はどこに帰属するか?			
	5. 研究開発費用をどこが負担するか?			
	6. 研究開発に係わる重大な成果はあるか?			
	7. 期待される収益はどこが獲得するか?			
	8. 関連者との間にライセンス契約を締結しているか?			
	9. 非関連者との間にライセンス契約を締結しているか?			
	10. コストシェアリング契約を締結しているか?			
	11. 特許申請を行ったことはあるか?			
	12. 研究開発リスクはどこが負担するか?			
	13. 研究開発によってより優位な立場を獲得できるのはどこか?			
	14. 無形資産は独特であるか?			
	15. 研究開発によって競争上優位な立場に立つことができるか?			
	2) 製造及びプロセスエンジニアリング			
	1. エンジニアリング活動に係わる権限を有しているか?			
	2. 製品の設計はどこが行うか?			
	3. 技術を保有するのはどこか?			
	4. 最初に工程を確立させたのはどこか?			
	5. エンジニアリング費用はどこが負担するか?			
	6. エンジニアリング活動に係わる重大な成果はあるか?			
	7. 期待される収益はどこが獲得するか?			
	8. 関連者との間にライセンス契約を締結しているか?			
	9. 非関連者との間にライセンス契約を締結しているか?			
	10. コストシェアリング契約を締結しているか?			
	11. 特許申請を行ったことはあるか?			
	12. 設計及びエンジニアリングのリスクはどこが負担するか?			
	13. 製品設計及び改良に係わる情報はるか?			
	14. 無形資産は独特であるか?			
	3) 包装及びラベリング			
	1. 関連者で包装は行われているか?			
	2. 非関連者に対して包装を委託しているか?			
	3. 包装に係わる費用はどこが負担するか?			
	4. コストシェアリング契約を締結しているか?			
	5. 特許申請を行ったことはあるか?			
	6. 包装及びラベリングに関しての完全な意思決定権はあるか?			
	7. 包装に係わるリスクはどこが負担するか?			
	8. 関連者との間にライセンス契約を締結しているか?			
	9. 非関連者との間にライセンス契約を締結しているか?			
	4) 品質管理			
	1. 品質管理の構造はどこが決定するか?			
	2. 品質基準及び最終製品までの手順はどこが設定するか?			
	3. 品質管理の責任はどこが負うか?			
	4. 技術及び品質管理に係わる設備はどこが提供するか?			
	5. 品質管理に係わる費用はどこが負担するか?			
6. コストシェアリング契約を締結しているか?				
7. 特許申請を行ったことはあるか?				
8. 関連者との間にライセンス契約を締結しているか?				
9. 非関連者との間にライセンス契約を締結しているか?				
10. 品質管理に係わるリスクはどこが負担するか?				

2. 製造	1) 購買				
	1 購買計画はどこが立案するか？				
	2 購買機能はどこが果たすか？				
	3 購買に係わる費用はどこが負担するか？				
	4 購買の意思決定にあたって関係者からの承認は必要か？				
	5 関係者からの仕入はあるか？				
	6 非関係者からの仕入はあるか？				
	7 マーケットリスク（原材料の価格変動リスク）はどこが負担するか？				
	2) 製造設備及び製造計画				
	1 製造設備はどこが購入するか？				
	2 製造設備の維持管理はどこが行っているか？				
	3 調達費用はどこが負担するか？				
	4 製造計画はどこが策定するか？				
	5 関係者からの設備の購入はあるか？				
	6 非関係者からの設備の購入はあるか？				
	7 製造は加工又は組立に限定されるか？				
	8 製造リスクはどこが負担するか？				
	9 設備投資の損失に係わるリスクはどこが負担するか？				
	3) 品質管理				
	1 品質管理の構造はどこが決定するか？				
	2 品質基準及び最終製品までの手順はどこが設定するか？				
	3 品質管理の責任はどこが負うか？				
	4 技術及び品質管理に係わる設備はどこが提供するか？				
	5 品質管理に係わる費用はどこが負担するか？				
	6 コストシェアリング契約を締結しているか？				
	7 特許申請を行ったことはあるか？				
	8 品質管理に係わるリスクはどこが負担するか？				
	4) 棚卸資産				
	1 どこで在庫をするか？				
	2 棚卸資産レベルはどこが管理するか？				
	3 棚卸資産レベルの管理方法はどこが決定するか？				
	4 棚卸資産に係わる費用はどこが負担するか？				
	5 棚卸資産に係わるリスクはどこが負担するか？				
	5) 輸送				
	1 製品の輸送はどこが手配するか？				
	2 輸送に係わる費用はどこが負担するか？				
	3 輸送に係わるリスクはどこが負担するか？				
	3. マーケティング	1) マーケティング戦略			
		1 マーケットの調査はどこで行っているか？			
		2 マーケティング戦略はどこが決定するか？			
		3 マーケティング活動はどこで行っているか？			
		4 マーケティングに係わるリスクはどこが負担するか？			
		2) マーケティングアプローチ			
		1 マーケティングアプローチはどこが決定するか？			
		2 マーケティング費用はどこが負担するか？			
		3) 商標権及び営業権			
		1 商標権及び営業権に係わる特許はどこが保有しているか？			
2 商標権及び営業権の使用権はどこが保有しているか？					
3 商標権に係わるライセンス契約を締結しているか？					
4 ロイヤルティの支払、又は受領があるか？					
5 ライセンス内容及びロイヤルティ料率はどこが決定するか？					
6 リスクはどこが負担するか？					

4.販売及びディストリビューション	1) 販売及びディストリビューション				
	1 販売計画はどこが立案するか？				
	2 販売費用はどこが負担するか？				
	3 どの関係者への販売を行っているか？				
	4 どこで注文書を受け取るか？				
	5 どこで請求書を発行するか？				
	6 マーケットリスク（最終製品の価格変動リスク）はどこが負担するか？				
	2) 棚卸資産				
	1 どこで在庫をするか？				
	2 棚卸資産レベルはどこが管理するか？				
	4 棚卸資産に係わる費用はどこが負担するか？				
	5 棚卸資産に係わるリスクはどこが負担するか？				
	3) 製品輸送				
	1 製品の輸送はどこが手配するか？				
	2 輸送に係わる費用はどこが負担するか？				
	3 輸送に係わるリスクはどこが負担するか？				
	4) 設置及びアフターサービス				
	1 アフターサービスはどこが提供するか？				
	2 サービス費用はどこが負担するか？				
	3 リスクはどこが負担するか？				
	5.管理、及びその他のサービス	1) 一般管理			
		1 完全な管理機能を有しているか？			
		2 管理費用を負担しているか？			
		3 経営リスクを負担しているか？			
		2) 価格設定方針			
		1 製品価格はどこが決定するか？			
		2 価格設定方針はどこが決定するか？			
		3 リスクはどこが負担するか？			
		3) 金融取引			
		1 どこから借入を行っているか？			
		2 金利は支払われているか？			
		3 どこへ貸付を行っているか？			
		4 金利は課されているか？			
		5 金融費用はどこが負担しているか？			
		6 借入契約はあるか？			
		7 財務リスク（為替及び利率の変動）はどこが負担するか？			
		8 信用リスクはどこが負担するか？			
		4) 人事			
		1 関係者からの派遣者はいるか？			
		2 派遣者の給与はどこが負担しているか？			
3 訓練の提供を行ったり、又は受けたりしているか？					
4 訓練費用はどこが負担するか？					
5) 資産の使用又はリース					
1 資産のリースは行っているか？					
2 リース費用はどこが負担するか？					
3 リスクはどこが負担するか？					

会社の担当者の署名：

記入日：

関連取引財務状況分析表

会社名：

通貨：人民元

項目	xxxx年度				合計
	国外関連者	国内関連者	国外非関連者	国内非関連者	
(1) 主要事業に係わる収益					
(2) 主要事業に係わる費用					
(3) 税金費用等					
(4) 主要事業に係わる利益=(1)-(2)-(3)					
(5) 主要事業に係わる利益率=(4)/(1)					
(6) 販売費用					
(7) 管理費用					
(8) EBIT=(4)-(6)-(7)					
(9) EBITレート=(8)/(1)					
(10) 金融費用					
(11) 営業利益=(8)-(10)					
(12) 営業利益率=(11)/(1)					
(13) その他事業に係わる収益					
(14) 投資収益					
(15) 助成金					
(16) 営業外収益					
(17) 営業外費用					
(18) 税引前利益=(11)+(13)+(14)+(15)+(16)-(17)					
(19) PBTレート=(18)/(1)					
関連者へ支払った費用					
(20) 国外関連者へ支払った役務費用		—	—	—	
(21) 国内関連者へ支払った役務費用	—		—	—	
(22) 国外関連者へ支払ったロイヤルティ		—	—	—	
(23) 国内関連者へ支払ったロイヤルティ	—		—	—	
(24) 国外関連者へ支払った商標料		—	—	—	
(25) 国内関連者へ支払った商標料	—		—	—	
(26) 国外関連者へ支払ったその他費用		—	—	—	
(27) 国内関連者へ支払ったその他費用	—		—	—	
関連者へ支払った費用合計			—	—	

会社の担当者の署名：

申告書提出日：